

令和2年度 第1回 橋本市人権尊重の社会づくり審議会	
開催日時	令和2年4月13日(月)午後2時00分～午後3時20分
開催場所	橋本市民会館 ギャラリー
会議次第	<p>1. 開会</p> <p>2. 議事</p> <p style="padding-left: 2em;">議題(1) 人権施策基本方針改訂案(素案)について</p> <p style="padding-left: 4em;">人権関係年表案</p> <p style="padding-left: 4em;">人権施策基本方針の目標一覧</p> <p style="padding-left: 2em;">議題(2) その他</p> <p>3. その他</p> <p style="padding-left: 2em;">次回審議会の議事(予定)と開催日時について</p> <p>4. 閉会</p>
出席委員	大川博子委員、木浦憲一委員、喜多晃委員、薦田哲委員、津本光代委員、戸島浩子委員、中尾悦子委員、仲谷一雄委員、野口政弘委員、松本祐代委員、丸山哲也委員、村田溥積委員(※50音順)
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 人権施策基本方針改定案(素案) ・資料2 人権関係年表案 <p>追加資料として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料3 人権政策基本方針の目標一覧 ・前回改訂時の人権政策基本方針概要版リーフレット
内 容	
	<p>1 開会</p> <p>会長より挨拶。</p> <p>事務局より資料の確認について。</p>
事務局	<p>(審議会の成立について)</p> <p>議事に入る前に、審議会委員の出席が12名であり、成立していることを報告。コロナウイルスの影響で3密を避けるため、席の間隔をあけています。また、マイクを用意していますので、挙手をして頂き、マイクで発言をお願いします。</p> <p>「橋本市人権尊重の社会づくり審議会の公開及び傍聴に関する要領」に基づき、非公開にするか、公開にするか審議をお願いします。</p>
会長	この議事について、公開でよろしいでしょうか。
各委員	はい。
会長	では、公開をお願いします。本日の傍聴者はありますか。
事務局	<p>本日の傍聴者はありません。議事録はホームページに掲載します。</p> <p>また、本日の会議録署名委員については、野口委員と丸山委員にお願いしたいと思っております。</p>
会長	それで宜しいですか。それでは、2人の委員をお願いします。
事務局	<p>2 議事 議題(1)</p> <p>本日の資料の中で、追加で配布した資料についての説明をさせて頂いても宜しいでしょうか。</p>

会長	はい、どうぞ宜しくお願いします。
事務局	<p>本日の追加資料ということで、資料3として目標値の設定一覧表を付けております。こちらの方は、関係課と協議しながら、目標値として設定出来そうな事項を挙げております。これまでの資料にも目標値を記載していますが、今回の資料は、現状値がどうなのかも合わせてお示ししたいと思ひまして、この一覧表を別表にして付けております。</p> <p>そしてまた、資料2の人権関係の年表ですが、これは国際状況、国内状況、そして県内状況と大きく3つに分けた形で、年代順に記載させて頂いている表が8ページあります。この中身については、和歌山県の基本方針に掲載している年表とほぼ同様の内容を記載しておりますが、さらに追加等の必要なものがあれば、もう少し記述を追加していきたいと思ひております。そして最後の9ページ目は、橋本市の年表ということで、別に1枚ものにしております、内容は、平成17年に橋本市人権政策基本方針が作成されて以降の記事を記載しています。これについてもご確認頂けたらと思ひます。資料の説明は以上となります。</p>
会長	ただ今の説明について、何かご意見ございますか。
委員	<p>今の説明にあった人権関係の年表ですが、おそらくこの主旨は前に提案があったとおり、橋本市の実体を歴史的な経過で説明して頂くということで、こういう年表案が作られたのだと思ひますが、色んな制度等がこういう形で出来たというのは分かるのですが、出来れば実際にどのような出来事があったのか、これを教えて頂きたいということであったのですが、なかなかそれは難しいのでしょうか。ですから将来的な改定に当たって、その時また考えて頂きたいと思ひます。と言うのは、橋本市で今までにあった事の記載があるのですが、その中で平成24年には、「土地差別記載事件」というものがあつたとあります。私は具体的な事件の内容は分かりませんが、こういう事実を、橋本市あるいは和歌山県や国で起こったことを、人権問題として取り上げるべきなのかなと思ひています。それに対してどういう対応をしたのかとか。まあこれは複雑な事になるのかもしれませんが、本来は、こういう事案があつたので、それに対してこういう制度で対応したとか、という説明があると非常に分かりやすいのですが、なかなか整理するのは難しいのだらうと思ひます。橋本市の場合は、一番上の平成17年に「R社社員研修差別事件」があつたとありますが、この辺りは本当は中身を知りたいところですが。橋本市ではこういう問題があつたのか、これに対してどう対応したのかというものと、人権問題についてより分かりやすくなるかなと思ひます。今回それをやっていくのは時間的に厳しいと思ひますので、将来検討頂ければありがたいというのが、私の意見です。</p>
会長	<p>他にございませんか。それでは今のご意見ですが、年表の中に差別事件ということで事件名だけが書かれているということで、名前だけであればどんな事件だったのか分からないというご指摘です。名前なんかは一方向的に付けることが多いので、それはどんな事件であつたかということが確かに分かりづらいです。本当はこの平成17年の事件なども、今ある基本方針を作成して以降に起こった問題で、問題が先にあつてこの基本方針が出来たというのとは違ひますから、形からいうと、多少</p>

	<p>違いはある。確かにこのままでいきますと、平成 24 年の土地差別記載事件というのも、少数の分かっている人は分かるが、全体としては分かり難いということがあります。どこかにこの年表についての更なる説明があるのかなという感じはします。ただ、今の形でいくと年表はあくまで年表ということで、説明を入れるのは難しいのかも分かりませんが、考えておく必要がある部分でしょうね。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。今、ご指摘がありましたように、名称だけ記載させて頂いておりまして、確かに分かり難いと思います。和歌山県の基本方針の中にある年表には、どんな事件があったかというような記載は何も書かれていないので、今回橋本市としてどこまでの内容を年表に記載したらよいかと考えた中で、特に全市的な取り組みが必要になったものに特化して、記載させて頂いております。そして今回はまだ提示出来ていませんが、「用語の解説」資料も、また次回にお示しさせて頂こうと思っております。この年表に関する記述について、もう少し分かりやすいもの出来るかどうかについて、事務局でも検討させて頂きますが、最終的に基本方針に記載していくかどうかについて、ご審議をお願いしたいと思います。年表の中に全部書いてしまうとなかなか見づらいと思うので、今の基本方針でも本文中の言葉には印だけ付けておいて、巻末でその説明をする形をとっていますので、同様の形での説明が必要なのかなとは思っています。</p> <p>他の自治体の基本方針あるいは計画書の類には、今回の案に入れているような、過去にその自治体で起こった差別事件等について、具体的に書いている事例はなかなか見当たりませんでした。基本方針にどこまで書くべきかという部分は、私たちとしても悩ましいところです。例えば、その事件名だけをとにかく書いておけばよいのか、あるいはその概要までも含めて書くのがよいのかというのは、基本方針という冊子を作り上げるにおいては、判断が難しいところです。</p> <p>取り敢えず、今回の橋本市の年表案には、平成 17 年、23 年、24 年にあった 3 つの事件を入れています。この 3 つの事件は、毎年実施している市の管理職員研修の中の人権研修において、橋本市で過去に起こった比較的大きな事件ということで、職員間の情報共有を図っているものになります。ただし、これ以降には何も起こっていないということではなく、大きな事件ということではないが、例えば、同和地区に関する問い合わせの事例等は、ここ数年は毎年のように起こっていますし、令和元年度にも、市内の人で差別的な発言があったという事例もあります。ですから、これ以降、事件の類が全く起こっていない訳ではありません。そしてまた、橋本市が事件として扱った最近の事例の多くは、同和問題関連となっています。その辺りも含めて、最終的にどこまで基本方針に書き込んでいくのかという点は、委員の皆さんのご意見も頂きながら判断をさせて頂きたいと思っております。</p>
会長	<p>少なくとも委員の皆さんには、概要でもいいので、中身を知って頂く必要があるかもしれませんね。</p> <p>他に何かございませんか。</p>
委員	<p>私も事件の中身を知らない中で意見を出していますが、今のお話を聞いていると、同和問題に関する差別が中心のように聞こえました。実際のところ、人権問題としては多種多様な事件が起こっていて、私自身が弁護士をしている関係で言う</p>

	<p>と、DVや障がい者差別等各種の事が起こっている中で、特定の差別だけを具体的に上げるとするのは、ちょっと保留しておいても良いのかなと思います。上げるなら、同和問題もその他の差別も含めた全体を上げるべきかと思いません。実際、個別の小さい事件でも意外と根深いものもありますから。具体的にそれらもどう上げるかとなると、この基本方針の冊子において上げるのは難しいと思います。先ほどの具体的に上げてはどうかという意見を言いましたが、ほどほどにということで、撤回させて頂くかも知れません。個別に具体的な事件を色々上げてしまうと大変かなというのはありますが、他方でどういう人権問題がこの地域に起こっているかというのは、また別個に取り上げて頂きたいとは思っています。時間的にも厳しいと思いますので、将来的に検討して頂きたいというのが、今回の意見です。</p>
<p>会長</p>	<p>もともと、この橋本市で起こる問題について、自分たちで協議しようということでのご意見であったように思います。だからということで、事務局では、橋本市で起こった大きい問題という形で幾つか挙げてくれたのでしょうか。従来から見ても「同和とは人権なり」、「人権とは同和なり」という形で同和問題に特化していて、和歌山県全体においても、またもっと幅広く見ても、そうであったことは確かです。それほど同和問題というのは大きな問題で、しかも今でも残っている問題ということです。それを中心にというより、むしろそれのみでやって来たというような面もあります。だからどうしても事件として出てくる話は、同和問題に傾斜して、特化して表れてくるというのが、今までの流れの中でそうであったということです。それをどう幅を広げて行くのかという問題は、皆さん方の中で考えて頂けたらよいということです。</p> <p>他にご意見はありますか。</p>
<p>委員</p>	<p>こういうことが起こり得るのかどうかは私には分かりませんが、例えば事件を取り上げることによって、その問題が再燃してしまうというか、そんなことがあったのか、みたいな形で、新たな差別に繋がることのないような書き方といいですか、そういうことを絶対してはいけないと思うような文面にする必要があると思います。それと前回、こういうことが実際にあったのですよというお話を下さった委員がいらっしゃって、私自身すごく勉強になりました。私の世代やもう一つ下の世代は知らないことがすごく多くて。もちろん勉強をしたらいいのですが、そこを勉強するのもなかなか難しいのが実際だと思います。そこを知るために、また勉強するためには、触れてほしくないという問題もあるとは思いますが、こういうことがあったのだと、正しく伝えていくという事も大切なという気持ちもあります。この先も同じことが起こらないように、正しくその問題を伝えていく必要もあるという上で、橋本市でこういうことがあったというのをちゃんと理解していくためには、そういう冊子があればいいなと思います。</p> <p>ちょっと話は変わりますが、先ほど説明して頂いた33ページのところの、外国人が360人になりましたという人数ですが、最終的にどこの時点の人数を入れるのかなと。例えば、基本方針を策定しましたという一番新しい状態で入れるのであれば、それを確認した何月何日現在という日付を入れた方がいいのか、どの時点での</p>

	人数を確定して入れていくのかなというのが気になりました。
事務局	すいませんが、いつの時点での人数なのかの説明が抜けていました。これは令和2年3月末時点の住民票登録されている方の人数になっています。また、出来る限り最新の人数を入れていきたいと思いますので、何月時点で何人という書き方にしていくようにします。
会長	確かに「現在」という記載ではダメですね。「何年何月現在」という必要があると思います。
委員	同和問題の関係で、平成17年、23年、24年に事件があったということですが、今はもう同和問題に係る差別は無いというような話がどんどん出て来ていますが、実際には橋本市でもまだ平成に入ってからでも、そんな差別が残っている、差別をする人がいるということを知った上で、私たちはどういう行動を起こして、差別を無くしていくのかという活動指針を定義すべきだと思います。こういう事件が公になってないので、多くの皆さんはもう差別は無いものと思っているのですが、実際にこういう事件があるということを市民に知らせるべきだと思います。その中で、差別は駄目なのですよということで、どう差別を無くしていくのか。同和問題だけではなく、女性の問題もそうですが、どういう取り組みを、市として私たちとして差別をなくす運動をしていくのかということ、定義すべきだと思います。やはりこの3つの事件についても詳しくではなかったとしても、市民の皆さんにこういう差別事件があったよということで、この年表に入れて頂けたらいいなと思います。
会長	この3件の問題と言うのは、今もそういう事を言っている人がいるということで、こういう間違った認識を持っていることは問題であると思うので、だから皆さんに知らせていくということは必要でしょうね。消えていく可能性もあるし、ただ書き方として難しいという事は確かでしょうね。何故それを踏み込んで書かなかったのかという問題もあるが、やはり色々な考え方があったと思います。時間が経つ中で差別事件も隠れてしまうという部分もあるので、書く側も、どの立場に立つかという意味で難しいけれども、現実として昔あった話が未だにこういう形で出てくるということなので、何らかの形で、どこか違う部分でも上手く書けたらなと思います。 他にございませんか。
委員	年表についての部分で、宜しいでしょうか。小さい事ですけども7ページの平成29年のところで、「和歌山県子供・若者計画」策定とあるのですが、子供の供が漢字というのは、最近の子供の供は他でもひらがなで書くと思うので、ここだけが漢字になるのは気になります。
事務局	この資料は、和歌山県からデータを頂きまして、部分修正をしたものを使わせてもらっています。和歌山県の基本方針の年表には漢字で記載されていますが、これは橋本市として出すものになるので、ひらがなに修正させていただきます。
委員	今の委員さんの発言の通り、子供の供、それから婦人という言葉ですけども、婦人会の婦人、看護婦さんの婦、全部名前が変わりましたね。それが何とはなしに出て来る。もう一度こういうことも訂正をして欲しい、市民の意識を高めるという

	<p>事の中に入れて行って欲しいと思います。それから、なぜ同和対策事業、同和差別の事を先に言うのかというと、やはり部落差別は色々な法律が出来たけれども、それが一旦は終息し、終わったけれども、それからでもまだ電話での問い合わせやインターネットでの差別が続くので、国が解消法というのを作りましたね。そういうことがあるのかないのかというのを橋本市民がどれだけ承知しているのか。和歌山県では今年の3月17日に、推進法について県の条例を新たに作って、可決されています。それを踏まえてやはり橋本市でもこういう体制を作っていく。ついでに言わせてもらおうと差別というのはなぜするのか。ここに出席している委員の皆さんでも、それぞれの認識はみな違います。なぜ差別するのかあるいはなぜ差別されるのか、全員認識が違うと思うのです。ただ1点、最終的にまとめて言うならば、こういう差別はしてはいけませんよ、あるいは許さないよということになって行くと思うのですけれども。市民の皆さんの協力であるとかという協力というのは、やはりそれぞれの市のトップに立って方針を作って、こういうことは絶対ありませんよと言えるような、トップダウン出来るような方策を、早く市民に知らせて行って欲しいなど、そのように思います。明治4年に部落解放の文言が取れて、法的と民衆的、法的な差別と大衆的な差別を取り除きましょうと言ったのですけれども、それに意義ある人は政府に言うて行ったそうです。それでごまかしの政治であったと言う話が、5万日したら消えますよという回答をごまかして言ったのです。明治4年の5万日後というと平成12年くらいまでかかるということですが、既にそれをはるかに超えているのですね。いかに解消に向けての歩みが足りないか、あるいは共通の理解一つ出来ていないかということ、大きく言って行く必要があるのではないのかなと、そんなふうに思います。</p>
会長	はい、ご苦労様でした。
事務局	<p>今頂いたご意見に関連して、事務局から補足させていただきます。資料の後ろに付けている年表は、令和元年が最新となっていますけれども、委員からありましたように、和歌山県の方では和歌山県部落差別解消推進条例が、今年の3月24日付けで施行されております。今の資料には入っていませんが、最終的には県条例の施行の記事も追加していく予定です。</p>
会長	<p>ということで、県の条例が年表に追加で入るということだそうですね。他にございませんか。</p>
委員	<p>この年表に載せられている、制度改革や条例というのは、国民、県民、市民が黙っていて、作られたのだろうかということも、大事な視点だと思います。やはり法や条例を改正することの裏には、必ず民衆の動き、県民の願い、あるいは差別されている人々の願いが高まって、出来たように思うのです。単純に、国や県や市が、これはいけない差別だからということで、作ったというものではないと思います。その辺を大事にしていくと、色々な差別問題を大事にしていけないといけないのですが、やはり部落問題が中心になっていくものなのかなと思います。</p>
会長	<p>少なくとも、我々がずっと考えて来たことは、せめて日本固有の差別である部落差別くらいは無くそうということから始まって、そしてこれを解決出来ないようなら、その他の問題も解決出来ないかもしれないということだと思います。その一番元となる部落</p>

	<p>差別ですら今日でも残されているという現状を、知って頂けると良いと思います。</p> <p>他にございませんか。</p>
委員	<p>年表についてちょっとお願いですが、条例などの策定や施行のことが書かれています。特に気にしているのは、改訂とか改正とかもあって、何を改正したのかを書き出すと大変ですけれども、やはり改正というのは、その時の新しい人権問題を取り上げて対応しているものだと思うのです。元々の法律施行ってというのは結構不十分な所があって、その後、徐々に時代が要請をする改正を行うというのが通常です。難しいかも知れませんが、出来れば改正のポイントの解説があればわかりやすいと思います。改正もたくさんあるので、どこまで書けるか、ページの制約もあるのでなかなか難しいのかも知れませんが。この年表だけでは、多分読んでも分かり難いと思うので、何かその辺りの改善を、将来お願い出来ればと思います。</p>
会長	<p>もしそれが出来たら、橋本市のものが一番良い資料ということになりますね。と言うのは、年表とは大抵このようなもので、何年に何があってというだけで終わっているのです。今の皆さんのご意見のように、もうちょっと幅広く、なぜこうなるのか、なぜここが解決するのかという形にすると、従来からの年表と違う形のものを作り上げる必要がある。本当はそれが必要なのですが、それをここに書き込むのは非常に難しい。だから逆に言うと、そんな資料が一つのものとして、別にあっても良いのではないですかということですね。だから年表というのは、ここに書かれているようなものであって、R社の差別問題や土地差別の問題が入っているだけでも、進歩しているとは思いますが。本来年表とはこういうものなので、我々が年表を見る時に、何か分からないまま進んできたということは確かですね。</p>
委員	<p>今別表にという話も出ているのですけれども、我々がこういう形で勉強をしている、今どういう事象が起きているのか云々については、どんどん質問も出来るし、補足を加えていけるから、それは成り立って行きます。ところが書いたものにしてしまうと、それは書けば書くほど誤解を生むので、本のような説明を加えて行かないといけないと思うのです。そういう意味でいうと、そういう年表、具体性を帯びた真実のような事を書くようなものは、やはりちょっと別の所で考えないと、年表という所に書いていくと、本当にそれは大きな作業になると思います。</p>
会長	<p>平成 17 年の R 社の問題だけを取り上げても、左から右まで随分沢山の幅があって、最終的に仕方なくやむやになったような感じがあります。だからそんな問題を、せめてここにいる人の中だけでも、色々な形で話し合っ、その結果として色々な意見があって、最終的にまとまるには至らなかったということで、いけるのかどうかです。年表の内容で言うと、通常年表よりも一歩進んでいるような感じですね、それを書いているだけでも。だから年表に付け加えていくとすれば、また違う形での付け加え方ということで、ここに載せるものとは違うような感じはします。</p>
会長	<p>議題（２）その他</p> <p>他にございませんか。</p> <p>事務局では、今後の会議の予定はどうなっていますか。</p>

事務局	<p>今後、あと1回ないし2回程度は会議が必要かなと思っております。今日の資料も、まだ全体的には完全なものではございません。前回の審議会でも、巻末の用語の解説をどのように入れるのか等のご意見も頂いていますが、まだそこまで案の作成作業が出来てない状況ですので、ここから先は、今の資料の修正もしつつ、用法の解説のページも提示していきたいと思っております。その中で、あと2回くらいご審議頂き、答申の成果品に近づけてもらえたらと考えています。</p>
会長	<p>今までのところで、皆さん方で、何か言い残したことはありませんか。</p>
委員	<p>ちょっと細かい事かもしれませんが、39ページの性的少数者のところで、私が無知なだけかもしれませんが、LGBTに関しての表記が色々あると思うので、LGBTと書くだけでなく他の表記も一緒に書いて、全部一緒のものだよということを書き加えて頂ければどうかと思います。LGBTQとか、色々な表記があると思うので。</p>
事務局	<p>今のご意見の部分については、用語説明のところで補足出来るようにしていきたいと思っております。LGBTについても、色々な呼び方があるという文言も入れていきたいと思っております。</p>
会長	<p>以前の指針の中には、LGBTは書かれていなかったのですが、それだけ年数が経って、LGBTについての認知度が高まってきたのかなということで、良い事であるのは確かですが、ただ一般の我々の市民感情よりは、行政が一番遅れているかも分かりません。これは書かれてなかった部分なので、今回はしっかりと書いておく必要がありますね。ついでに言うと、その次の「インターネットと人権」についても、まだ書いていなかった分野です。今はむしろこんな方面が中心になってきている感じがします。だから(10)の「性的少数者の人権」や(11)の「インターネットと人権」の関係は、少なくともここでもう少し積み上げていく必要があるかも知れません。</p>
委員	<p>細かい文章の推敲はもっとしないといけないと思いますが、今からされるということなので、そこには触れない範囲での意見にします。「インターネットと人権」のところで、今はもう古い表現かなって思う箇所があります。背景の項の最後の文章の「またメールや出会い系サイトなどを通じた様々なトラブル」の部分ですが、変えたとしたら「少し前はメールや出会い系サイトが、今はラインやSNSを通じた」というような書き方にしたら、今も網羅出来るかなって思いました。あとは、「自由や匿名性を悪用して、ウェブサイトの掲示板等において」のところは、「掲示板等」というのは削除して、「ウェブサイトにおいて」にした方がすっきりすると思います。掲示板だけではないと思うので。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。ということで、事務局の方でも今の部分は理解してもらって、出来るだけ今日性のある一番新しい表現でということ。こんなことを言っても、また何年かすると古い表現だとなった方が良いので、そうなるべきだと思いますが、今の話をもとに、修正しておいて欲しいと思います。</p> <p>他にございませんか。皆さんの方で、もしも今日以降で何か気がついたことがあったら、文書にして事務局まで届けておいて欲しいと思います。今ならまだ直すことが出来るという段階なので、意見を頂ければと思います。</p>

	他にありませんか。
委員	19 ページの産業公害の関係ですが、工場廃液や産業廃棄物等による河川の水質汚染の関係は橋本市だけのことではなくて、東北の震災で原発の問題が今一番大きくクローズアップされていて、廃液を海に捨てようか、土地に埋めようかという話が色々出ているので、そういう部分を入れるかどうかは別としても、少しでもこの原発公害の部分を入れて頂けたらどうか。橋本市の施策の中にもそういう公害も注目しているよという形のを、取り上げて頂けたらどうかと思うのですが。でも。
会長	これまでのところで触れてきたのは、ダイオキシンの問題の所までだと思います。時期的に言うと。そこまでを橋本市が画期的にやったという意味でいうと、大阪の豊能町あたりの問題よりは、橋本市の方がずっと中心的にやっているものだから、原発までは含めなかったのでしょうか。しかし、ここは書いておく必要があるでしょうね。 他に気がついた点があれば、今のうちに、事務局まで届けて下されば、修正に間に合いますので。
委員	11 ページの「相談の窓口の充実」のところの2行目です。「配偶者等からの暴力をはじめとする男女の固定的役割分担意識から生じる問題」というところの表現なのですが、「配偶者等からの暴力をはじめとする家庭内での人権侵害の問題や」と修正して、「男女の固定的役割分担意識から生じる問題など」と並列で書いてもらった方がいいと思います。というのは、次の13 ページにも同様に「子どもや高齢者に対する虐待やDVなど様々な人権問題」という文章があるので、そういう意味合いで、ここは並列で書いてもらった方がすっきりするように思います。
会長	事務局はどうですか。
事務局	後で委員に詳しく聞かせて頂いて、良い表現に修正させて頂きたいと思います。
会長	他にございますか。
委員	今の「男女の固定的役割分担意識」について、これは橋本市を含めた紀の川沿いにおいて、強く現れている意識行動なのかなと思っています。それが直ちに色々な問題に繋がるとは言い切れないのですが、私は仕事でDVを扱ったりしますが、その背景の一つとして、この固定的役割分担意識があると思います。都会では考え難いくらいの分担意識というのがあると感じています。これをどういうふうに捉えるかというのは結構難しいですが、それは生活全般に及んでいることから、無意識的に起こっている感じはします。橋本市だけではないけれども、橋本市の一つの特徴かなと、私は感じています。だからこの捉え方は結構大事かなと思います。DV自体は各地で起こっていますから、それも配偶者だけではなくて子どもたちへの影響も相当ある中で、この家庭のあり方みたいなものが、どこかに背景としてあるのかなと思います。ここら辺をしっかりと捉えると大分違うのかなと思っています。先ほどの委員の指摘された点には賛成します。
会長	これは、おそらく県下全域がそうであるし、日本全体がそうかもしれません。どこも一緒に、男は女と違うというところから始まっている。そして必ず子どもの教育全体へ繋がっていく問題でしょう。固定的な役割分担意識があるから、お兄ちゃ

	<p>んは勉強をしないといけないとか、妹は朗らかにしてたらいいとかいうような形で、お母さんの発言なりからもそういう意識が見えてくるのかなと思います。そういうことで、しっかりと書いておく必要があるかも知れないです。</p>
委員	<p>13 ページの「子どもや高齢者に対する虐待やDVなど」という文章がありまして、最後に「人権意識の高揚が図られるように、家庭教育支援を行います」と謳って来ていますが、市は現在どういう設備があって、どういう支援の体制をとっているのか、市民は分からないのです。そんな点もはっきりと掲載されている方がいいし、もし無いなら施策を早く作って頂きたい。例えば他の県であった事例ですが、子供を抱えて相談所へ行ったら明日に逝きたいとの返事で、そして気が付いたら自殺していたという事件がありましたね。そしたら、良い方向でどれだけ支援をしてくれるのかという具体的な施策を、難しいとは思いますが、そういう部分を書いてほしいと思います。また、現状はどうなっているのか、ちょっと補足してください。</p>
事務局	<p>子ども子育て支援計画というのがありまして、その中で記載はされていますが、申し訳ないですが、詳しい内容を説明出来るほど、情報を持っている訳ではありません。これは人権施策の基本方針ということなので、もっと具体的な話ということになると、子育て支援計画等で説明は出来るのかなと思います。ですから今回の基本方針の中では、具体的な部分という点までは、多分組み込めないのかなと思うのですが。個別に子育て支援についての詳しい資料を出してほしいということでしたら、また別途、当室を通じて資料をご用意させていただきます。ただ、基本方針の中にそのまま書くことは、ちょっと難しいかなと思っています。</p>
会長	<p>子育て計画というのはどのようなものですか。</p>
事務局	<p>橋本市子ども・子育て支援事業計画というのがありまして、今この資料でお示ししている内容も、さまざまな計画から抜粋した内容を記載させて頂いている部分もあります。個々の計画には色々な内容が詳しく書かれてはいますが、それを全て基本方針に反映させるのは難しいのかなと思います。もし人権侵害があった場合には、当室に相談して頂くなりして、必要な部署に繋ぐ形にしていきたいと思っております。</p>
会長	<p>そろそろ、予定の時刻になりました。そのほかの部分は先ほど申しました様に皆さん方で書き出してもらおうなどして、次回に備えるということにして頂きたいと思っております。</p> <p>次回は来月になりますか。</p>
事務局	<p>今はコロナ対策の関係で、会議等を含め、ほとんどの事業が滞っている状況です。今日の会議は何とか開かせて頂きましたけれども、今日欠席の委員の中にも自主的に欠席された方もあります。コロナウィルスの感染の推移も見ながらということになります。来月中に会議が開けるようになればとは思っています。状況を見ながら、またご案内をさせて頂きたいと思っております。</p> <p>もう一つ補足なんですけど、今日までの資料は見え消しにしていまして、修正前の原稿案に線を引いて、ここをこういうふうに直しましたということが分かるような形にさせて頂いていました。次回は本来の基本方針の冊子に近い形の様式に変えさ</p>

	<p>せてもらおうと思っています。その方が見やすいと思いますので。また、一つの人権課題が見開きの 2 ページに収まるような文字数にまとめてほしいというご意見も頂いていましたので、実際にそのページ数に文字が入るかどうかも確認する必要もがございます。ですから次回の資料は、そんな様式でお示し出来ればと思っております。それにプラスして、用語集の案も付けていくということで準備していきたいと思っておりますので、宜しくお願いします。</p>
会長	<p>宜しくお願いします。そういうことで、今日はこれで終わりたいと思います。皆さん、どうもありがとうございました。</p>